

公社賃貸住宅

現地立看板のプレート部分の作成と設置の仕様書

1. 品名 公社賃貸住宅
大阪市内のマンション敷地内の現地看板プレート部分の作成、設置業務
2. 内容 空家入居者募集に関する広告
3. 作成内容等 (1)募集用看板作成部分 H910mm.×W1820mm.
プレート(A) (2)アルミ複合板 5mm
(3)インクジェット糊付き
(4)大阪市内9箇所を設置(敷地内の公社指定場所)
(5)立看板取付け一式(土台交換・新設・土台部品(クランプ)取替え含む)
※設置方法・詳細については別紙参照
(6)古いプレートについては、産業廃棄物処理法に基づき、適切に処分を行なってください。
4. 作成内容等 (1)募集用看板作成部分 H545mm.×W845mm.
プレート(B) (2)アクリル板 5mm
(3)シルク印刷
(4)大阪市内24箇所に設置(敷地内の公社指定場所)
(5)マンション名部分は、屋外用カッティングシート
(6)立看板取付け一式
※設置方法・詳細については別紙参照
(7)古いプレートについては、産業廃棄物処理法に基づき、適切に処分を行なってください。
5. 設置箇所 各現地1箇所(一部2箇所あり) ※現地での設置画像を提出してください。
6. 設置期限 平成31年4月1日(月)～平成31年4月30日(火)
この間に随時設置してください。
7. 掲載内容 (1)住宅名
プレート(A) (2)間取り(間取り図はなし)
(3)負担家賃
(4)大阪市住まい公社 電話番号 HPアドレス等
※掲載しなければならない文章(紙ベース)をお渡しします。

プレート(B) 住宅名以外は、統一します。
※掲載しなければならない文章(紙ベース)をお渡しします。
8. 原稿渡し日 平成31年3月7日(木)
9. 支払方法 全ての設置等完了確認後、公社所定の請求書による翌月末払いとします。
10. 著作権 全ての著作権は、大阪市住宅供給公社に帰属するものとし、印刷物の納品と同時に加工可能な状態のデータを納品していただきます。(イラストレーター及びPDF形式で提出してください。)
また、作成したデータは、大阪市住宅供給公社が他の業務においても無償で使用できるものとしてします。
11. 付帯要件 ・現在現地に設置している看板を参照し、各物件の情報(賃料等)をデザイン、組み合わせ、組み直し等を行いレイアウトを作成してください。(公社よりお渡ししたデータ等の補正作業を含みます。)
・公社ロゴはデータにて貸し出しいたします。
・現地看板設置については、現状の設置のある看板の補強作業も含みます。

12. 注意事項等 ・本仕様書の内容について疑義がある場合は、指名通知後、疑義を受付けます。

13. 連絡先 大阪市住宅供給公社 住宅管理部管理課 募集担当
TEL 06-6882-9000 担当 : 森
FAX 06-6882-7021

(別紙)

	住宅名	住所	設置プレート	設置枚数	土台
1	コーシャハイツ西島	大阪市此花区西島4丁目1番1	B	1	既存使用
2	コーシャハイツ高見36	大阪市此花区高見1丁目3番36	B	1	新規設置
3	コーシャハイツ高見37	大阪市此花区高見1丁目3番37	A×1 B×1	2	A既存使用 B既存使用
4	コーシャハイツ高見38	大阪市此花区高見1丁目3番38	B	1	既存使用
5	コーシャハイツ川口	大阪市西区川口2丁目3番26	B	1	既存使用
6	コーシャハイツ九条南	大阪市西区九条南1丁目4番15	B	1	新規設置
7	コーシャハイツ弁天	大阪市港区弁天1丁目4番18	B	1	新規設置
8	コーシャハイツ港(1号館)	大阪市港区築港2丁目4番1	A	1	既存使用
9	コーシャハイツ港(2号館)	大阪市港区築港2丁目4番2	A	1	既存使用
10	コーシャハイツ北山	大阪市天王寺区北山町9番3	B	1	既存使用
11	コーシャハイツ高殿	大阪市旭区高殿6丁目14番1	B	1	既存使用
12	コーシャハイツ森之宮	大阪市城東区森之宮2丁目4-32	B	1	既存使用
13	コーシャハイツ阿倍野筋	大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目19番10	B	1	新規設置
14	コーシャハイツ相生	大阪市阿倍野区相生通1丁目4番	A×1 B×1	2	A新規設置 B既存使用
15	コーシャハイツ共立	大阪市阿倍野区共立通1丁目9番19	B	1	既存使用
16	コーシャハイツ苅田	大阪市住吉区苅田9丁目16番21	A×1 B×1	2	A既存使用 B既存使用
17	コーシャハイツ諸口	大阪市鶴見区諸口2丁目12番21	B	1	既存使用
18	コーシャハイツ諸口北	大阪市鶴見区諸口6丁目3番19	B	1	既存使用
19	コーシャハイツ横堤	大阪市鶴見区横堤5丁目3番6	B	1	新規設置
20	コーシャハイツ中加賀屋	大阪市住之江区中加賀屋1丁目4番16	A	1	既存使用
21	コーシャハイツ喜連西	大阪市平野区喜連西6丁目2番33	A×1 B×1	2	A既存使用 B既存使用
22	コーシャハイツ瓜破	大阪市平野区瓜破西1丁目7番3	A×1 B×1	2	A新規設置 B既存使用
23	コーシャハイツ中野	大阪市平野区喜連西3丁目1番22	A×1 B×1	2	A既存使用 B既存使用
24	コーシャハイツ安土町	大阪市中央区安土町3丁目1番14	B	1	新規設置
25	コーシャハイツ法円坂35	大阪市大阪市中央区法円坂1丁目5番35	B	1	既存使用
26	コーシャハイツ法円坂36	大阪市大阪市中央区法円坂1丁目5番36	B	1	新規設置
27	コーシャハイツ法円坂37	大阪市大阪市中央区法円坂1丁目5番37	B	1	新規設置
合計			A 9枚	33	土台既存使用23台
			B 24枚		土台新規設置10台 A:2台 B:8台

コーシャイツ現地看板の設置方法・詳細について

■プレートA 看板設置例（コーシャイツ荻田）

表面



インクジェット出力のフリつき

看板サイズ

外寸 H 910 × W 1820



単管パイプ

直径：48.6Φ

厚み：2.4mm

看板交換のみの場合は既存の単管を使用すること

埋め込みについては
地上より70cm～1m埋めしっかり固定すること

新規設置の場合は、画像のように設置すること

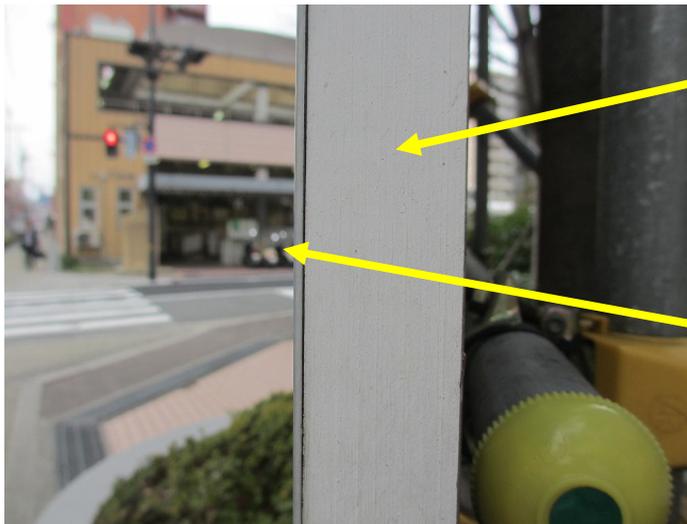
単管接続部品（クランプ）の交換について



既存の単管を使用する際は、単管接続部品（クランプ）の交換をすること

※画像のように錆びがひどいため

側面



ステンレス枠
(現状は角材ですがステンレスで作成ください)

アルミ複合板

■プレートB 看板設置例 (コーシャハイツ喜連西)



アクリル板

ステンレス枠・土台



画像のように傾いている場合は、看板建直しも含む

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第2条第9号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は、第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪府が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者の内部統制連絡会議がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 万一個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従うものとする。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、当該契約(協定)が終了した時、又は発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再委託してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でない認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例及び大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程に基づく調査又は勧告に正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき